

== 第2編 ==

議 会

==== = ===== =

==== = = ===== = i

○日野町江府町日南町衛生施設組合議会定例会の
回数を定める条例

〔昭和47年8月30日〕
〔条例第6号〕

改正 平成4年2月25日条例第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定による、議会の定例会の回数は、毎年3回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

第2編 議会〔日野町江府町日南町衛生施設組合議会の定例会の
招集時期を定める規則〕

○日野町江府町日南町衛生施設組合議会の定例会の
招集時期を定める規則

〔昭和47年11月30日〕
規則第1号

改正 平成4年2月25日規則第1号

日野町江府町日南町衛生施設組合議会の定例会は、毎年2月、8月及び11月に招集する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

○日野町江府町日南町衛生施設組合議会委員会条例

（昭和39年9月25日
条例第6号）

改正 昭和46年11月9日条例第6号

第1章 通則

（常任委員会設置）

第1条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称及び委員の定数）

第2条 常任委員会の名称及び委員の定数は、別表のとおりとする。

（常任委員の任期）

第3条 常任委員の任期は、議員の任期とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員会の設置）

第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

（委員の選任）

第5条 常任委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議にはかって指名する。

（委員長及び副委員長）

第6条 常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（委員会の委員長及び副委員長がともにないときの互選）

第7条 委員会の委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

（委員長の議事整理及び秩序保持権）

第8条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

（委員長の職務代行）

第9条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

（委員長、副委員長又は特別委員の辞任）

第10条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

2 特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

第2章 会議及び規律

（招集）

第11条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

（定足数）

第12条 委員会は、委員の定数の半分以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第14条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

（表決）

第13条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

（委員長及び委員の除斥）

第14条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して、発言することができる。

（傍聴の取扱い）

第15条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

（秘密会）

第16条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会にはかって決める。

（出席説明の要求）

第17条 委員会は、審査又は調査のため、管理者、監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

第18条 削除

（秩序保持に関する措置）

第19条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

第3章 公聴会

（公聴会開催の手続）

第20条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第21条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第22条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるとは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第23条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（委員と公述人の質疑）

第24条 委員は、公述人に対して質疑することができる。

第2編 議会（日野町江府町日南町衛生施設組合議会委員会条例）

2 公述人は、委員に対して質疑することができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第4章 記録

（記録）

第26条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

第5章 補則

（会議規則との関係）

第27条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月20日から適用する。

別表（第2条関係）

総務常任委員会 9名

衛生施設組合全般にわたる事項

○日野町江府町日南町衛生施設組合議会会議規則

〔昭和62年2月20日〕
〔議会規則第1号〕

（目的）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条の規定に基づき、日野町江府町日南町衛生施設組合議会の会議に必要な事項を定めることを目的とする。

（準用規定）

第2条 会議の運営方法等は、委員会に関する事項を除くほか、事務局の所在する江府町議会会議規則（昭和62年江府町議会規則第1号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○日野町江府町日南町衛生施設組合議会事務局設置条例

〔昭和39年9月26日〕
〔条例第7号〕

改正 昭和46年11月9日条例第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基づき、日野町江府町日南町衛生施設組合議会に事務局を置く。その事務は、江府町議会事務局において行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月20日から適用する。

○日野町江府町日南町衛生施設組合議会公印規程

（昭和62年2月2日
議会訓令第1号）

（趣旨）

第1条 日野町江府町日南町衛生施設組合議会の公印については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

（公印の種類及び保管者）

第2条 公印の名称、様式、寸法、書体、使用区分、個数及び保管者は、別表のとおりとする。

（公印の保管）

第3条 公印の保管は、保管者が責任をもって保管しなければならない。

（新調、改刻及び廃止の協議）

第4条 保管者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ議長に協議しなければならない。

（公印の使用）

第5条 公印を使用しようとする者は、決裁済みの稟議書を添え、局長の審査を受けた後、押印するものとする。

（登録）

第6条 公印を登録し、これを整理するため、事務局に公印台帳（別記様式）を備える。

（廃棄等の手続）

第7条 公印を廃棄しようとするときは、議長の許可を得て、登録を抹消し、焼却するものとする。

（告示）

第8条 公印を新調し、改刻し、又は廃止したときは、速やかに公印の名称、使用開始又は廃止の年月日及び印影その他必要な事項を告示するものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

第2編 議会（日野町江府町日南町衛生施設組合議会公印規程）

別表（第2条関係）

公印の種別	ひな形	書体	寸法	保管者	個数	用途
議長の印	別図1	れい書	20 ミリメートル平方	議会事務局長	1 個	
委員長の印	〃 2	〃	18 ミリメートル平方	〃	1 個	
議会の印	〃 3	〃	35 ミリメートル平方	〃	1 個	

ひな形

(1)

日	日
野	野
町	町
江	江
府	府
町	町
衛	衛
生	生
施	施
設	設
組	組
合	合
議	議
長	長
之	之
印	印
会	会

(2)

日	日
野	野
町	町
江	江
府	府
町	町
日	日
南	南
組	組
合	合
議	議
長	長
之	之
印	印
会	会

(3)

日	日
野	野
町	町
江	江
府	府
町	町
衛	衛
生	生
施	施
設	設
組	組
合	合
議	議
会	会
之	之
印	印

別記様式 略